

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について

お孫さま等への教育資金の贈与が しやすく(非課税)になります



※ 本内容は平成25年度税制改正大綱等を元に作成しています。
法制化前につき、実際に適用される際には今後の動向により記載の内容と異なる可能性があります。

直系尊属(曾祖父母・祖父母・父母など)から、ひ孫・孫・子への教育費(大学入学資金等)を贈与した場合、受贈者1人につき1,500万円まで(※)の金額について贈与税が課されなくなる(非課税)予定です。

今まで課税対象とされていたお孫さまへの教育資金の一括贈与がしやすくなります！

POINT
1

受贈者(お孫さま等)が30歳になるまでの教育資金が非課税の対象です

POINT
3

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものが対象です

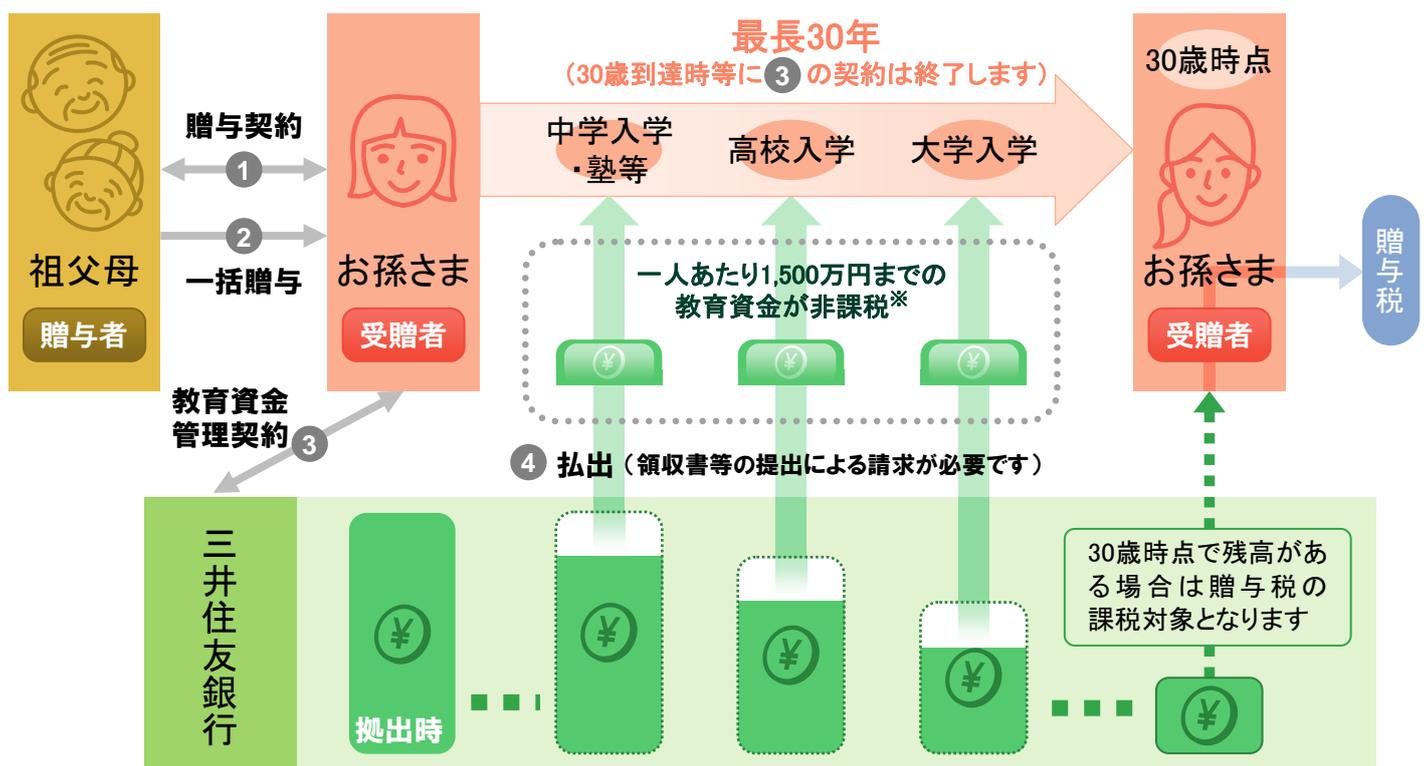
POINT
2

受贈者1人あたり1,500万円まで(※)の教育資金の贈与が非課税となります

POINT
4

払出の際は、銀行等の金融機関へ、教育資金に充てたことがわかる領収書等の提出が必要です

イメージ図
(祖父母からお孫さまへの贈与の場合)



※ 塾・予備校等の学校等以外への支払は500万円迄

制度概要

- 平成25年度税制改正大綱等に基づいて作成しております。
- 内容については、法制化に向けて今後変更となる可能性があります。

受贈者の年齢	30歳未満に限る
贈与者	受贈者の直系尊属 (贈与者と受贈者の間で、書面により贈与契約を締結する必要があります)
教育資金	文部科学大臣が定める以下の金銭 ・ 学校等(大学・高校等)に支払われる入学金その他の金銭 ・ 学校等以外(塾・予備校等)の者に支払われる金銭のうち一定のもの
非課税となる金額	受贈者一人につき1,500万円まで(学校等以外は500万円まで)
拠出方法	銀行等の金融機関に預金等を行う (三井住友銀行にて専用口座を開設の上ご資金を入金いただく予定です。なお、当該口座開設前に充当された教育資金については、本制度の対象にはなりません。)
拠出できる期間	平成25年4月1日から平成27年12月31日までに拠出されるもの
申告	受贈者は「教育資金非課税申告書」を銀行等の金融機関に提出 (金融機関を經由し所轄税務署長へ提出されます) (取扱金融機関は、一受贈者につき、一金融機関かつ一営業所に限定されます)
払出の確認等	教育資金に充当したとわかる書類(学校等が発行する領収書等)を金融機関 (例:三井住友銀行)に提出 (領収書等の提出がない払出や目的外の払出は課税対象となります)
終了時	① 受贈者が30歳に達した場合 ● 残額(非課税拠出額－教育資金支出額)については、受贈者が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税の課税対象となる ② 受贈者が死亡した場合 ● 残額は贈与税を課されない

三井住友銀行では、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応する商品を検討しております。

今後、法令等が確定しましたら、必要な準備が整い次第、極力速やかにお客さまにご案内させていただきます。

※ 現行の制度では、子や孫へ贈与した金銭のうち、通常必要と認められるもので(相続税法第21条の3第1項第2号)、都度、直接教育費に充てるために贈与した金銭は非課税となります(相続税法基本通達第21条の3-4~6)。

当行での、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」取扱開始までは、本制度のご利用をご検討ください。なお、非課税に該当するか否かのご判断は税理士等の専門家にご確認ください。



本資料は平成25年1月29日に閣議決定された平成25年度税制改正大綱に基づいて作成しております。実際の改正は国会での法案可決後となります。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。

